

令和3年度 後期高齢者医療保険料について

1 保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 40,907\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{令和2年中の総所得金額等－基礎控除額(43万円)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割率} \\ \hline 8.43\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間保険料額} \\ \hline (100円未満切捨て) \\ \hline \end{array}$$

※ 決定通知書の「①賦課のもととなる所得金額」

限度額 64万円

※令和3年度保険料は、令和3年4月から令和4年3月までの12か月分になり、年度途中に資格取得（年齢到達、転入等）、県内転居された方は、月割りで保険料を納めていただきます。

2 所得が低い方の保険料の軽減

【均等割額の軽減】

同一世帯内の被保険者および世帯主の総所得金額等により、均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等	軽減後の均等割額
2割軽減	43万円(※1) + (52万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者等(※2)の数-1)以下の世帯	32,725円
5割軽減	43万円(※1) + (28.5万円×世帯の被保険者数) + 10万円×(給与所得者(※2)の数-1)以下の世帯	20,453円
7割軽減	43万円(※1) + 10万円×(給与所得者数(※2)-1)以下の世帯	12,272円

※1 合計所得金額が2,400万円を超える方はその合計所得金額に応じて控除額（43万円）が変わります。

※2 給与所得者等の数とは、世帯内の被保険者と世帯主のうち、55万円を超える給与収入を有する者の数と公的年金等の収入が125万円（その者が65歳未満の場合は60万）を超える者（給与所得を有する者を除く）の数の合計になります。

3 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

制度加入前日まで被用者保険（国民健康保険、国民健康保険組合を除く健康保険）の被扶養者であった方については、「所得割額」がかりません。また、制度加入から2年間は、「均等割額」が5割軽減されます。

4 保険料の納め方

加入してから半年くらいは普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただきますが、特別徴収対象者に該当する方は、納め方が特別徴収（年金からの引き落とし）に変更になります。

- | | |
|----------|---|
| 特別徴収になる方 | ・受給している年金受給額が年額18万円以上の方
（複数の年金を受給している場合は、介護保険料が引かれている年金（基礎年金等）の年間受給額で判定します。） |
| 普通徴収になる方 | ・介護保険料が普通徴収の方
・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が基礎年金等の額の半分を超える方 |

※特別徴収になると確定申告をする際の社会保険料控除には本人しか使えませんが、普通徴収（口座振替）の場合は口座振替により支払った方が申告に使うことができます。年金からの引き落としを希望しない方は、あらかじめ申出をすることにより口座振替により納付することができます。申出の方法についてはお問い合わせください。

お問い合わせ先 健康推進課 国保医療係
電話 0265-78-4111（内線2341）
伊那有線 75-0136